

社会福祉法人 登豊会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 保育所の経営
 - (ハ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この社会福祉法人は社会福祉法人 登豊会 という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岐阜県羽島郡岐南町伏屋8丁目3番地に置く。

第2章 役員および職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は理事の互選により理事長となる。
 - 3 理事長はこの法人を代表する。
 - 4 役員を選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長任期は、理事として存在する期間とする。

(役員選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員およびこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによ

っては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前二項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事または監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを召集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合およびこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 9 議長および理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項および双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況および法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会および岐阜県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員および評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員または監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを召集しなければならない。

- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長および評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画および事業報告
 - (2) 予算外の新たな業務の負担または権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併または破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残与財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第15条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べもしくはその諮問に答えまたは役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、または学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱にあたっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産および会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 岐阜県羽島郡岐南町伏屋8丁目33番 土地 615㎡
- (2) 岐阜県羽島郡岐南町伏屋8丁目34番 土地 284㎡
- (3) 岐阜県羽島郡岐南町伏屋8丁目35番2 土地 1282.11㎡
- (4) 岐阜県羽島郡岐南町伏屋8丁目35番2
鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 老人福祉施設 (3948.15平方メートル)

- 同所同番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 物置（４．８０平方メートル）
- (5) 岐阜県羽島郡岐南町伏屋８丁目３番地、３番地１、３番地２、３番地
鉄筋コンクリート造陸屋根３階建 老人福祉施設（１７３５．９１平方メートル）
- (6) 岐阜県羽島郡岐南町平島８丁目５番地
鉄筋コンクリート造陸屋根２階建 保育施設（１０１２．４平方メートル）
同所同番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 保育園園舎（７０．３８平方メートル）
- (7) 岐阜県羽島郡岐南町伏屋１丁目３番地、３番地２、４番地
鉄筋コンクリート造陸屋根・コンクリート屋根２階建 保育施設（８９０．９３平方メートル）
同所同番地所在の木造陸屋根平屋建 保育園園舎（２６９．５９平方メートル）

- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は第２２条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第１９条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、岐阜県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、岐阜県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下に同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第２０条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて保管する。

（特別会計）

第２１条 この法人は、特別会計を設けることができる。

（予算）

第２２条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（決算）

第２３条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、毎会計年度終了後２月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類およびこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えておくとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部または一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この会計に関しては、法令等およびこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散および合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号および第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、岐阜県知事の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、岐阜県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岐阜県知事に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人 登豊会の掲示場に掲示するとともに、官報または新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	岐阜市光町2丁目46番地	近石 登喜雄
理事	岐阜市光町2丁目46番地	近石 千恵美
〃	岐阜市白山町1丁目1番地	豊田 雅孝
〃	揖斐郡大野町瀬古232	小林 聖美
〃	岐阜市月丘町4丁目11番地	早野 洋司
〃	瑞穂市別府408番地3	杉野 正次郎
監事	関市西本郷通7丁目11番20	井桁 康義
〃	安八郡墨俣町大字墨俣648番地2	福井 金弘

上記は現行の定款と相違ないものとする。

社会福祉法人 登豊会
理事長 近石 登喜雄

附則

この定款は、平成17年8月18日から施行する。

附則

この定款は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。

岐阜県指令岐福第69号の9 平成18年3月27日

この定款は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。

高第291号の3 平成18年9月22日

この定款は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。

岐阜県指令高第18号の59 平成19年3月28日

この定款は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。

岐阜県指令高第11号の22 平成19年6月14日

この定款は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。

岐阜県指令高第11号の34 平成19年8月15日

この定款は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。

岐阜県指令高第85号の7 平成21年5月27日

この定款は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。

岐阜県指令高第85号の45 平成22年3月25日

この定款は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。

岐阜県指令高第29号の4 平成22年8月10日

この定款は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。
岐阜県指令高第16号の13 平成22年9月28日

この定款は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。
岐阜県指令高第767号 平成23年9月28日

この定款は、理事会に於いて議決された日から施行する。
平成25年5月23日

この定款は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。
岐阜県指令高第209号の2 平成26年5月12日

この定款は、理事会に於いて議決された日から施行する。
平成26年5月22日